

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税の差額免除申請書（特例措置）
相続税

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 _____)

租税特別措置法 第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項
第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

- 租税特別措置法第70条の7の____第____項第____号に該当
- 租税特別措置法第70条の7の____第____項第____号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の____第____項____号に該当
(譲渡等先^(注1)の氏名又は名称) _____
(譲渡等先の住所又は所在地) _____

2 1の事情が生じた年月日

____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の____第____項第____号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等^(注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・口・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・口・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するもの数又は金額(株・口・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株数又は金額を記入してください。

(裏面に続きます。)

※欄は記入しないでください。

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

①	1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
②	①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額(①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
イ	譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ	イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③	再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(ホの額に基づき再計算した金額) ^(注3)	円
イ	対価の額 ^(注4)	円
ロ	イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ	1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 ^(注5)	円
ニ	ハの2分の1に相当する金額	円
ホ	イとニのいずれか大きい金額(解散による場合はイの金額)	円
④	剰余金の配当等の額(イ+ロ) ^(注6)	円
イ	経営承継者 ^(注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定(贈与・相続)承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ	特例認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤	免除を受けようとする贈与税・相続税額(①(特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には(1)、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には(2)に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

①	1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額(7①)	円
②	納付する税額(7③+7④(合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) ^(注9)	円
イ	再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(7③)のうち株式等以外の財産の価額(7③ロ)に対応する金額(7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ロ	剰余金の配当等の額(7④)	円
③	免除を受けようとする贈与税・相続税額(7⑤)	円
④	引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

①	租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額(7③+7④)	円
②	特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額(7①-7②)	円
③	引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①+②)	円

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に關係書類を添付して提出する必要があります。

添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項4号若しくは5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）4号若しくは5号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

(注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。

(注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式等以外のものを有する場合に、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。

(注3) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時の対価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注4) 「対価の額」とは、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式等の時価に相当する金額をいいます。

(注5) 「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。

(注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 承継会社の特例対象株式等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。

(注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

(注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。